

「北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例」に関する意見募集（パブリックコメント）の結果について

1 意見募集の概要

(1) 意見募集の周知

- ・ 道食品政策課ホームページへの掲載
- ・ プレスリリースの実施
- ・ 各市町村、各関係機関・団体等に文書にて通知

(2) 意見提出期間

令和元年 11 月 5 日（火）～ 12 月 5 日（木）

(3) 意見提出方法

ホームページに掲載した様式または任意の様式により、郵便、ファックスまたは電子メールにて、道食品政策課宛て提出

2 意見提出者数及び意見数

	区分	提出者数	意見数
意見等の数	個人	2 人	2 件
	団体	9 団体	24 件
	合計	11	26 件

「北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例」に関する意見募集結果の概要

1 遺伝子組換え作物の生産について

主 な 意 見 内 容
○ GM作物の一般作物への混入・交雑を否定しきれない開放系一般栽培には、基本的には反対。
○ 遺伝子組換え作物は除草の効率化など多くの可能性を秘めており、地球温暖化など解決しなければならない多くの問題は今までの技術でだけでは不可能。世界で標準の技術を利用できるようにすべき。
○ わが国における加工原料や飼料などに用いられるダイズやトウモロコシなどの大部分を組換えダイズやトウモロコシの栽培が 90%以上の北米からの輸入に依存、わが国では安全性評価により問題のないもののみが栽培・流通する仕組み、新制度も含めた遺伝子組換え食品の表示制度など、正確な広報活動に積極的に取り組んでほしい。

2 遺伝子組換え作物に係る試験・研究について

主 な 意 見 内 容
(意見なし)

3 遺伝子組換え食品の流通・加工・消費について

主 な 意 見 内 容
○ (再掲) わが国における加工原料や飼料などに用いられるダイズやトウモロコシなどの大部分を組換えダイズやトウモロコシの栽培が 90%以上の北米からの輸入に依存、わが国では安全性評価により問題のないもののみが栽培・流通する仕組み、新制度も含めた遺伝子組換え食品の表示制度など、正確な広報活動に積極的に取り組んでほしい。
○ 消費者が食品を購入する際には、遺伝子組換え食品であるか否かの判断は表示に頼るしかない状況であり、国に対して表示制度の充実を求めている。
○ 遺伝子組換え食品の安全性や表示制度について道民の理解は十分ないように見え、任意表示制度が数年後に変更されるといわれており、この点を含めたリスクコミュニケーションの一層の推進を希望。

4 道の条例等について

主 な 意 見 内 容
○ 現行の条例については、一般作物との交雑・混入を防止し、生産上及び流通上の混乱を防止するためのルールを規定したものであり、全国的にも条例を制定している府県が少ない中でいち早く制定し、適切に運営されていることについて、一定の評価。
○ 遺伝子組換え作物及びそれ由来の食物、飼料、加工品は全く安全であり、わが国がどれほど輸入に頼っているか、消費者がこれらを食していることを正しく知らされていないことなどを考え合わせると、道総研で既に世界で栽培されているものを試験栽培し、その結果を公表して、条例を見直すことを行っていただきたい。
○ これまで同様に、開放系一般栽培（商業栽培）に関しては知事の許可制とした上で罰則も盛り込むことを望む。試験栽培については試験場の圃場内で行う場合はこれまで同様届出によるものとし、開放系で行われる場合は、開放系一般栽培と同レベルの強い規制としてほしい。
○ 依然として遺伝子組換え食品の安全性を抱えている道民は多いようであり、条例が見直され規制が緩和されることになったなら、遺伝子組換え作物と一般の作物との交雑が起こることも考えられ遺伝子組換え作物のみならず道産の作物に対する道民の不安は増幅されることから、現在の条例の規制内容は維持していただきたい。
○ 北海道は食の生産の中心であり、主体性をもって道民のみならず全国の市民の健康を守るのは北海道というように、この条例を表明していただきたい。
○ 開放系一般栽培は許可制であるが、その際の手続きとして栽培者は周囲の一般作物栽培者等に対する地域説明会を開催した後知事へ許可を申請することとなっているが、こうした手続きが道における許可・不許可の判断として実効性を確保しうるのか、検討が必要。
○ 閉鎖系試験栽培においては、交雑・混入のリスクがないとの理由により条例の適用外であり、行政への届出などは必要ないこととされているが、閉鎖系の実験であっても予期せぬ事故により実験生物が外部に拡散する可能性がないのかどうか、実験が進んだ場合、開放系試験栽培への移行や一般生物としての販売開始等が想定され、行政が情報を知りうるできないことは課題。

- ゲノム編集技術についても、一部の技術が遺伝子組換え技術と同等の技術としてカルタヘナ法の対象に位置付けられていることから、条例の対象として一般作物への交雑・混入を防止するよう実効性のある仕組みとすべき。
- 新しい育種技術であるゲノム編集技術を利用した作物と条例との関係を早急に整理することが必要。
- 遺伝子組換え食品の安全性や表示制度について道民の理解は十分でないように見え、任意表示制度が数年後に変更されるといわれており、この点を含めたりスクコミュニケーションの一層の推進を希望。

5 ゲノム編集技術について

主 な 意 見 内 容

- （再掲）ゲノム編集技術についても、一部の技術が遺伝子組換え技術と同等の技術としてカルタヘナ法の対象に位置付けられていることから、条例の対象として一般作物への交雑・混入を防止するよう実効性のある仕組みとすべき。
- 従来の育種と変わらないという理由で、ゲノム編集作物の栽培に何も規制がない状況は不安。ゲノム編集作物の栽培でも、条例等による規制も含めた何らかのルールが必要。
- （再掲）新しい育種技術であるゲノム編集技術を利用した作物と条例との関係を早急に整理することが必要。
- ゲノム編集食品はまだまだ解明されていなく、食品として「食べない！」と選択できないのは、消費者の選ぶ権利を侵害。国に対して、ゲノム編集食品についても購入したくない場合に選択できる表示制度の確立を求めてほしい。
- 新たな育種技術としてのゲノム編集技術や遺伝子組換え技術に対する消費者とのリスクコミュニケーションが十分に図られる施策が必要。